

臨時報告第10号様式

		札 刑 発 第 9 3 7 号 令和元年12月24日
矯 正 局 長 殿 札幌矯正管区長		札幌刑務所長
自殺事故報告（刑事施設）		
事 故 の 概 況	令和元年11月30日（土）午前1時39分頃、当所管下札幌拘置支所（以下「同支所」という。） [redacted]（以下「同居室」という。）において、事故者が、タオル（ [redacted]）を [redacted] 輪状にしたものを、水洗トイレ配管の [redacted]に掛け、その中に首を入れてい首しているところを職員が発見し、同時40分、非常ベル通報するとともに蘇生措置を開始し、同時43分、119番通報して救急車を要請し、引続き、心臓マッサージ、人工呼吸及びAEDを複数回使用するも事故者の意識が戻ることはなく、その後、事故者を [redacted]に救急搬送したものの、同日2時30分、同病院の医師により事故者の死亡が確認された。	
事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法	1 令和元年11月30日（土） 2 午前1時39分頃 3 [redacted] 4 タオル（ [redacted]）を [redacted] 輪 状にしたものを、水洗トイレの [redacted]に掛け、その中に首を入れ、 [redacted]で い首していた。 5 経 緯 (1) [redacted]
	5 経 緯	

		<p>(2) [REDACTED]</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) [REDACTED]</p> <p>(5) 同月30日午前1時20分、夜勤職員看守部長 [REDACTED] (以下「[REDACTED]看守部長」という。)は、同居室内において、事故者が [REDACTED] を現認した。</p> <p>なお、この時点が最終生存確認である。</p> <p>(6) 同時32分、夜勤職員看守 [REDACTED] (以下「[REDACTED]看守」という。)は、事故者の同居室を視察したところ、事故者が [REDACTED] であったため、事故者に対し、繰り返し、呼び掛けするも返答等なく、同時36分、同支所 [REDACTED] に設置されている内線電話で夜勤監督副看守長 [REDACTED] (以下「[REDACTED]副看守長」という。)に事故者の状況を報告した。</p> <p>(7) 同時39分、 [REDACTED] 副看守長は、同居室扉</p>
--	--	--

	<p>を開扉して同居室内に入り、衝立を取り除いたところ、事故者は、水洗トイレ配管の [REDACTED] に、タオルを [REDACTED] 輪状にしたものを掛け、その中に首を入れ、 [REDACTED] でい首しているところを現認したため、同時40分、 [REDACTED] 看守が非常ベル通報をした。</p> <p>(8) 同時刻、 [REDACTED] 副看守長は、同居室において、事故者の首に巻かれていたタオルをトイレの [REDACTED] から外し、 [REDACTED] 副看守長が事故者の上半身を、 [REDACTED] 看守が下半身をそれぞれ持って事故者を仰向けの状態で布団の上に寝かせ、 [REDACTED] 副看守長が事故者の状態を確認したところ、 [REDACTED] ものの、呼吸、脈拍、意識は確認できず、直ちに心臓マッサージを開始した。</p> <p>(9) 同時42分、同所に急行した監督当直者同支所首席矯正処遇官 [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 首席」という。) は、心臓マッサージを受けている事故者の意識が回復しない状況を確認し、同時43分、救急車を要請するとともにAEDの使用を指示した。</p> <p>(10) 上記(9)の後、 [REDACTED] 副看守長らにより、AEDを使用した [REDACTED]、 [REDACTED]、引続き、心臓マッサージ、人工呼吸及びAEDを複数回使用するも、事故者の意識が戻ることはなかった。</p> <p>(11) 同時54分、救急車が同支所に到着し、同日午前2時13分、事故者を乗せた救急車が搬送先である [REDACTED] に向けて同支所を出発した。</p>
--	--

(12) 同時26分、救急車が同病院に到着し、同病院の医師らによる事故者に対する救命措置が施されるも、同時30分、同医師により、死亡が確認された。

(13) 同日午前1時58分、救急車を要請したことで東苗穂交番 ■■■ 警部補（以下「■■■ 警部補」という。）ほか1名の警察官が来所し、事故者の状態や事故現場の状況を確認した後、本件事案については、■■■ 警部補から北海道札幌方面東警察署へ通報する旨の説明があった。

(14) 同日午前2時31分、同支所は、■■■ に対し、事故者を同病院に緊急搬送した旨を連絡し、同日3時53分、同支所職員副看守長 ■■■ が ■■■ に対し、同日午前2時30分、同病院の医師により事故者の死亡が確認されたことを伝えた。

(15) 同時55分、同支所は、札幌地方検察庁事務当直者に事故者の死亡を通報するとともに、警察署への通報については ■■■ 警部補が行う旨の説明があったことを報告したところ、同日午前3時10分頃、同事務当直者から同支所に連絡があり、検察官の意見として、札幌地方裁判所及び ■■■ への通報は昼間になってからでも差し支えないこと、司法検視の時間が決まり次第連絡すること、司法検視時に行政検視を行うことについて、差し支えない旨の連絡を受けた。

(16) 同日午前3時30分から同時38分までの間、同支所は、同居室内を検査したしたところ、■■■

	<p>(17) [redacted] を発見した。</p> <p>(18) [redacted] において、札幌地方検察庁 [redacted] 検事（以下「[redacted] 検事」という。）ほか1名及び [redacted] 巡査部長ほか4名による司法検視が行われ、並行して同支所長による行政検視を実施した。</p> <p>(19) 同日午前6時39分から同7時35分までの間、 [redacted] 検事及び [redacted] 巡査部長ほか1名が本件発生現場の同居室内の現場検証を実施した後、同居室がある [redacted] 廊下の巡回記録の映像を確認した。</p> <p>現場検証等終了後、 [redacted] 検事から、 [redacted] 旨の判断が示された。</p> <p>(20) [redacted]</p> <p>(21) [redacted]</p>
--	--

(22) 同日午後零時50分、同支所は、札幌地方裁判所に対し、同日事故者がい首し、同日午前2時30分、緊急搬送先の [REDACTED] 医師により、死亡が確認され、司法検視等は終えており、事件性はないものと判断された旨通報した。

(23) 同日午後4時38分、当所は、札幌市政記者クラブ加盟各社へ順次公表文書をファックス送信し、9社（北海道新聞社、日本放送（NHK）、北海道テレビ（HTB）、時事通信社、毎日新聞社、北海道文化放送（UHB）、読売新聞社、共同通信社及び朝日新聞社）からの電話による取材を受けた。

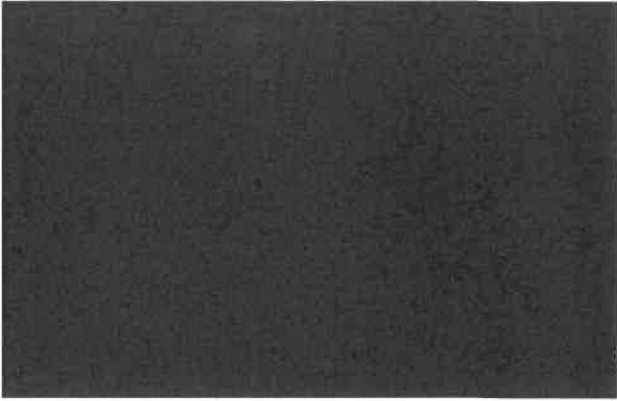






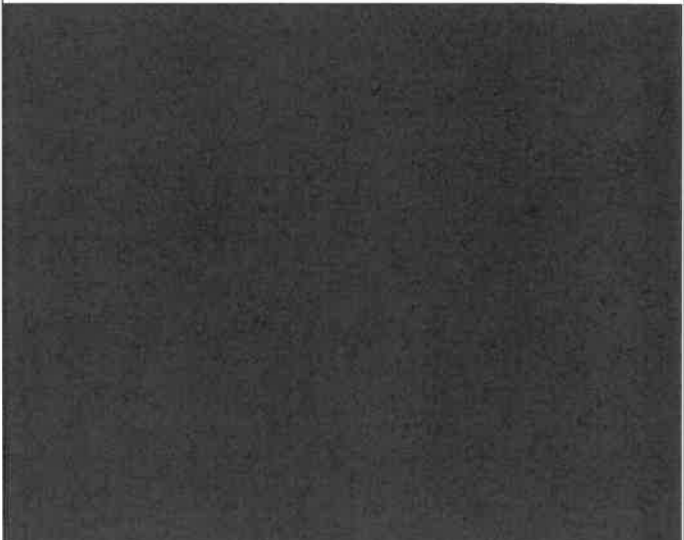
なお、いずれも想定された質問の範囲内での取材であり、取材対応に対する不満や紛糾する場面等はなかった。

おって、現在までに確認できた報道は、北海道新聞（本年12月1日朝刊）、読売新聞（本年12月1日朝刊）、毎日新聞（本年12月1日朝刊）、インターネット記事（NHK NEWS WEB、HTBニュース）及びテレビ報道（UHBニュース（本年11月30日午後8時54分頃）HTBニュース（本年11月30日午後9時54分頃）である。

(24) 同年12月2日午前9時35分、同支所は、 [REDACTED] に対し、同年11月30日、事故者がい首し、同日午前2時30分、緊急搬送先の [REDACTED] 医師により、死亡が確認され、司法検視等は終了し、事件性はないものと判断された旨通報した。

(25) [REDACTED]

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>6 タオル</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 該当事項なし</p>
事故者	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算又は入所日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 要注意者等の指定の有無</p> <p>15 その他</p>	<p>1 自殺者</p> <p>2 刑事被告人</p> <p>3 [REDACTED]</p> <p>4 [REDACTED]</p> <p>5 [REDACTED]</p> <p>6 該当事項なし</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 [REDACTED]</p> <p>10 該当事項なし</p> <p>11 [REDACTED]</p> <p>12 [REDACTED]</p> <p>13 [REDACTED]</p> <p>14 [REDACTED]</p> <p>15 特記事項なし</p>
職員の状況	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p> <p>3 職責処理の状況</p>	<p>1 事故発生時、[REDACTED]の勤務に就いていた[REDACTED]看守が[REDACTED]から順次巡回しながら被収容者の動静視察を行っていた。</p> <p>2 同支所には副監督当直者は配置されておらず、事案発生時において、監督当直者は[REDACTED]であった。 [REDACTED]勤務の[REDACTED]副看守長が[REDACTED]夜勤監督の業務に就いていた。</p> <p>3 結果として既遂となっているが、勤務職員の巡回勤務は適正に行われていたことから、問責は予定していない。</p>

<p>事態収拾の措置</p>	<p>1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数, 時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無, 出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察官署への依頼</p>	<p>1 実施した。</p> <p>2 </p> <p>3 該当事項なし ✓</p> <p>4 同支所から警察への通報は行っていないところ, 救急車による同病院への救急搬送により, 駆け付けた  警部補から, 北海道札幌方面東警察署へ通報され, 同年 1 1 月 3 0 日午前 5 時から同時 5 8 分までの間, 同病院において,  検事ほか 1 名及び  巡査部長ほか 4 名による司法検視が実施された。</p> <p>また, 同日午前 6 時 3 9 分から同日午前 7 時 3 5 分までの間,  検事及び  巡査部長ほか 1 名が本件発生現場の現場検証及び事故者の居室がある  廊下の巡回記録の映像確認が実施された。</p>
<p>事故の原因・動機</p>	<p>1 事故者の動機</p>	<p>1 事故者の動機</p> <p></p>

<p>2 施設側の欠陥</p>	<p>2 施設側の欠陥</p> <p>(1) 事故者は、 [Redacted] [Redacted]の被収容者であったが、結果として事故者は自殺していることから、心情把握が十分でなかったものと思料される。</p> <p>(2) 同年 11 月 30 日午前 1 時 32 分、事故</p>

		<p>者の居室内を視察した 看守は、</p> <p>を感じたものの、事故者が可能性もあったことから、</p> <p>看守は、事故者の動静や事情等を把握しようとして 3 分 6 分に 副看守長へ電話連絡するまでの間、事故者に対して、繰り返し、呼び掛けを続けたものであるが、結果として、自殺既遂事案であったことから、何度か呼び掛けするも返事等がなかった時点において、躊躇することなく、非常ベル通報しても差し支えなかったものと思料される。</p>
<p>事故者に対する措置</p>	<p>1 懲 罰</p> <p>2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 改善した事項</p> <p>(1) 同年 1 2 月 2 日の職員点検時、第二統括は、本件自殺事故の概要を説明するとともに、巡回の励行、心情把握の徹底等を指示し、同種事故の再発防止を注意喚起した。</p> <p>(2) 同日及び同月 3 日の退庁点検時、首席は、内規に基づいた夜勤体制における巡回方法等の留意事項について告知し、不審な動静があったときは、直ちに非常ベル通報することを周知した。</p> <p>(3) 同月 1 7 日、首席は、同支所職員を対象として、本件事故の概要を説明した上</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>で本件事案が既遂となった要因を探り、同種事の防止について参加者に意見を述べさせる方法で職員研修を実施した。</p> <p>また、同研修に参加できなかった職員に対しては、後日、同研修のDVDを視聴させた上で各統括から補足説明を実施した。</p> <p>(4) 同支所は、同月 13 日付け支所長指示第 29 号「自殺事故の防止について」を発出し、巡回視察時の留意点や注意すべき点等を明確にすることで関係職員への注意喚起をした。</p> <p>2 改善すべき事項 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>		<p>特記事項なし</p>